

飼い主のいない猫に エサを与えている方へ

あなたは飼い主のいない猫に対し、「かわいい」とか「かわいそう」という感情だけで、エサを与え続けていませんか？

エサをもらって栄養に満ちた猫は、どんどん繁殖して増えていき、その猫が、『**近隣の花壇、畑、ゴミを荒らし、ふん尿、車などへの被害を与えている。**』という事を考えたことがありますか？

猫を迷惑に思う人も増え、センターへの猫の被害に関する苦情や相談数も**増加しており**、猫を悪者にしてしまうことにつながっています。

また、仙台市内で飼い主不明の動物の遺体については、ペット斎場が回収しますが、そのうち猫の頭数は**年間2,000頭以上**に及びます。



※猫を**地域社会の嫌われ者にしないために**、飼い主も、エサを与えている方も、適正に猫の管理をすることが大切です。

猫を悪者にしない ための四カ条！

第一条 エサやりのルールを守りましょう！

- エサを与える場所は近所に迷惑のかからないところで！
- 決まった時間に与え、残ったエサを片付けましょう！
(放置するとカラスやネズミ、虫など集まってきます。)

第二条 不妊去勢手術をしましょう！

- エサを与えている猫に不妊去勢手術を！
(栄養状態が良ければ、繁殖し、不幸な猫を増やします。
手術費用の一部を助成する制度があります。)

第三条 飼い主のいない猫でもトイレのしつけはできます！

- トイレを準備しましょう！
(誰もが安心して暮らせるきれいな街を保ちましょう。)

第四条 近所の方の理解や了解を得るよう努力しましょう！

- 良き理解者・協力者を増やしましょう。
(動物の嫌いな人にも配慮し、地域の理解を得ることが大切です。)

※「仙台市人と猫との共生に関する条例」により、飼い主のいない猫にエサを与える場合には、上記に努めることが規定されました。



仙台市動物管理センター

〒983-0034 仙台市宮城野区扇町6-3-3
TEL:022-258-1626 FAX:022-258-1815